

未修者コースに関する意見

岡田 ヒロミ

法科大学院における法学未修者コースは、法曹界への夢を抱く法学部以外の学部卒業生や社会人に門戸を開く制度として開設された。したがって法科大学院の入学試験も法律学に関する知識は問わないとされている。標準修業年限は3年で、基礎的法律学の知識があるとされる既修者コースより1年長い。この1年で未修者コースの学生は基礎的法律知識を修得することが必要となる。

ところがこの未修者コースに基礎的法律知識を有するはずである法学部卒業生が混在し、しかもその傾向は増加している。確かにどのコースを選択するかは各人の成績や考えによるが、全くの未修者と既修者が混在する場合の教育は果たして双方にとって実効性があるのだろうか。

原則的な未修者コースを想定して入学した学生の脱落が多いことも漏れ聞く。未修者コースの本来の目的を考えると、現状は一般人にとっては理解できないばかりか、将来的には既修者中心になるのではないかとの危惧すら感じる。

未修者コースの司法試験合格者低迷も課題とされており、一部の法科大学院においては純粹の未修者コースにすることで教育内容の充実化を実施しているとも聞く。中間取りまとめ（案）においては、未修者の基本的な法律科目に重点を置く教育を提案しているが、その前提としても純粹未修者コースか既修者との混在コースであるかが明確になり、受験生が自分のレベルに合った法科大学院を選択できるようにするべきである。